

「消防団協力事業所表示制度」について

1 本制度の目的

消防団は地域防災の中核的存在ですが、約200万人（昭和29年）いた全国の消防団員は年々減少してきており、平成26年6月現在、87万人を割っており、全国的な問題となっています。また、消防団員の被雇用者の割合も71.9%と年々高くなっている現状に鑑み、事業所等側の消防団活動に対する一層の理解と協力が不可欠であります。このため、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境作り、消防団員となった従業員が消防団活動しやすい環境作り及び事業所等が所有する防災力の提供等の協力を得ることができた場合は、当該事業所等に対し、その証としての表示証を交付し、協力事業所が地域への社会貢献を果たしていることを社会的に評価することにより協力事業所の信頼性の向上につながり、消防団と事業所等との連携・協力体制が一層強化されることによって、地域における消防・防災体制の充実強化を図ることを目的とします。

◎勤務時間中の消防団活動への便宜

◎従業員への入団促進

◎消防団活動に積極的に協力

2 実施主体及び実施開始日

- ・市町村が交付する表示証（市町村マーク）

新見市 平成21年4月1日 実施

- ・総務省消防庁が交付する表示証（消防庁マーク）

平成19年1月1日 実施

3 認定基準

消防法令に違反がなく、次のいずれかに該当していること。

- (1) 従業員が消防団員として、3名以上入団している。
- (2) 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与していると市長が認めること。

4 「消防団協力事業所」として認められた場合

「新見市消防団協力事業所表示証」が交付され、取得した表示証を社屋に表示できるほか、表示証の寸法を同率に拡大または縮小し、ホームページ、パンフレット、ポスター等に掲載し、自社の社会貢献を対外的にPRすることができます。また、市の広報やホームページにも紹介されるため、消防団活動に協力することを通して社会に貢献していることが市民の皆様にも周知され、事業所のイメージアップにもなります。